

秋田県後期高齢者医療広域連合告示第23号

秋田県後期高齢者医療広域連合特別療養費の支給に関する要綱を次のように定める。

令和6年12月2日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂 積 志

秋田県後期高齢者医療広域連合特別療養費の支給に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第82条の規定による特別療養費の支給、法第92条の規定による保険給付の一時差止め及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号。以下「省令」という。）第54条の2の規定による資格確認書の返還に関して法、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。以下「政令」という。）及び省令に定めるもののほか必要な事項を定め、被保険者間の負担の公平を確保し、もって健全な後期高齢者医療財政の運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法、政令及び省令の例による。ただし、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 滞納者 保険料を納期限までに納付していない被保険者
- (2) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）の規定による医療等 法第54条第4項に規定する原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給その他規則で定める医療に関する給付をいう。
- (3) 資格確認書 省令第16条第1項に規定する資格確認書をいう。
- (4) 特別療養資格確認書 省令第54条の2第4項に規定する資格確認書をいう。
- (5) 医療給付 療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費、高額介護合算療養費、一部負担金の減額に係る差額支給、他法との給付調整に係る差額支給その他の任意給付のうち現金で支給されるものをいう。
- (6) 弁明の機会 行政手続法（平成5年法律第88号。以下「手続法」という。）第13条第1項第2号及び秋田県後期高齢者医療広域連合行政手続条例

(平成19年秋田県後期高齢者医療広域連合条例第5号) 第27条に規定する
弁明の機会をいう。

(広域連合長の責務)

第3条 広域連合長は、被保険者の理解のもとに後期高齢者医療事業の運営が
健全に行われるよう広報活動を実施し、また、あらゆる機会を通じて後期高
齢者医療制度の啓もう普及に努めるとともに、特別療養資格確認書の交付な
ど不利益処分の実施事務に当たっては、被保険者間における給付と負担の公
平の確保を図るため、十分な納付相談及び納付指導を行うものとする。

(特別の事情等の届出)

第4条 被保険者は、政令第12条の2に定める特別の事情が発生したことによ
り保険料が納付できないとき、又は省令第54条の4第1項の規定により広域
連合長から求めがあった場合、直ちに後期高齢者医療特別の事情(発生)届書
(様式第1号)を広域連合長に届け出なければならない。

2 省令第54条の4第2項に規定する届出は、前項の規定を準用する。

3 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による医療等を受けるこ
とができるときは、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による
医療等に関する届書(様式第2号)により、直ちに広域連合長に届け出なけれ
ばならない。ただし、届出すべき事項について、公簿その他の書類により調査
して確認することができるときは、その届出を省略させることができる。

4 前3項に規定する届出書には、省令第54条の4第3項の規定により、特別の
事情があることを明らかにするための必要な書類を添付させるものとする。

(特別の事情の運用)

第5条 政令第12条の2各号に定める特別の事情の運用については別に定める。

(特別療養費支給対象滞納者)

第6条 特別療養費支給対象となる滞納者は、省令第53条の3に規定する期間
を経過しても保険料を納付しない滞納者とする。ただし、次に定める滞納者
を除く。

(1) 政令第12条の2に規定する特別の事情のある世帯主で、第4条第1項
の規定により届出のあった者

(2) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による医療等を受け
ることのできる被保険者で、第4条第3項の規定により届出のあった者

(特別療養費支給予告及び資格確認書返還命令予告等)

第7条 広域連合長は、前条の規定により特別療養費の支給対象となる滞納者
に対し、省令第53条の3に規定する期間経過後、直ちに特別療養費支給予告
兼資格確認書返還命令予告(保険料納付相談)通知書(様式第3号)により予
告通知をする。

2 前項の特別療養費支給予告兼資格確認書返還命令予告通知書には、省令第54条の4の規定による特別の事情(発生)届出書を併せて求めるものとする。
(納付相談及び分割納付誓約書)

第8条 広域連合長は、前条の規定により返還予告通知をした滞納者から第10条に規定する通知書を送付する日までに保険料の納付相談があった場合は、滞納者の生活実態を十分勘案し、後期高齢者医療保険料分割納付誓約書(様式第4号)の作成を助言するものとする。

2 保険料分割納付誓約書を作成する場合は、滞納保険料額の5分の1以上の即時納付を求め、残りの滞納保険料額について分割納付計画を作成するよう助言するものとする。
(弁明の機会の付与)

第9条 次条の規定により特別療養費の支給を行おうとするときは、手続法第13条第1項第2号の規定により当該返還対象被保険者に弁明の機会を付与することとし、秋田県後期高齢者医療広域連合行政手続条例第28条で定める後期高齢者医療弁明の機会付与通知書(様式第5号)により通知する。

2 前項の弁明の機会付与通知書は、第7条に規定する通知書と併せて通知することができる。
(特別療養費の支給と資格確認書の返還)

第10条 第7条の規定により通知された滞納者が、通知書に記載された納付期限までに保険料を納付しないとき、又は次の各号のいずれかに該当するときは、法第82条第1項の規定により特別療養費を支給するものとし、同条第3項の規定により特別療養費の支給に係る事前通知書(様式第6号)を通知するとともに、通知の際に有効な資格確認書を有する被保険者に対し、省令第54条の2第1項の規定により、資格確認書の返還を命じ、資格確認書の返還通知書(様式第7号)により通知する。

(1) 第7条第2項の規定により提出を求めた特別の事情(発生)届出書の届出がないとき、又は届出のあった内容が政令第12条の2に規定する特別の事情に該当すると認められないとき。

(2) 前条の規定により通知した提出期限までに弁明書(様式第8号)の提出がないとき、又は弁明の内容が政令第12条の2に定める特別の事情に該当すると認められないとき。

(特別療養資格確認書の交付)

第11条 滞納者が資格確認書を返還したときは、その被保険者に対し特別療養資格確認書(様式第9号)を交付する。

2 前条の規定により返還命令を通知された被保険者に係る資格確認書が省令第18条第4項の規定により無効となったときは、当該資格確認書は返還され

たものとみなし、前項の規定を準用する。

(特別療養資格確認書の更新及び有効期限)

第12条 特別療養資格確認書の更新時期は8月とし、有効期限は1年を超えない期間で到来する更新月の前月末日までとする。ただし、特別療養資格確認書を交付する被保険者が、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による医療等を受けることができる者になるとあらかじめ見込まれるときは、見込まれる日の属する月の前月末日を有効期限とする。

(特別療養費支給措置の解除)

第13条 特別療養費の支給対象被保険者が次の各号のいずれかに該当したときは、特別療養費の支給措置を解除するものとし、法第82条第5項の規定により、療養の給付等に係る事前通知書(様式第10号)により通知する。

- (1) 滞納している保険料が完納されたとき。
- (2) 納付誓約書に基づき、滞納している保険料の2分の1以上の納付があり、また今後とも確実に履行が見込まれるとき。
- (3) 政令第12条の2に規定する特別の事情があったとき。
- (4) 被保険者が原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による医療等を受けることができる者となったとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、広域連合長が特に必要と認めるとき。

2 前項の規定により特別療養費の支給措置の解除を決定した際、特別療養資格確認書を交付した被保険者に対しては資格確認書を交付する。

(医療給付の任意納付)

第14条 広域連合長は、滞納者から医療給付の支給申請があったときは、医療給付費から滞納している保険料に充てるため、医療給付費からの保険料納付同意書(様式第11号)により同意を求めなければならない。

(特別療養費の支給)

第15条 被保険者は、法第82条第1項の規定による特別療養費の支給を受けようとするときは、省令第54条の規定により後期高齢者医療特別療養費支給申請書(様式第12号)を提出し、当該申請書の審査を受けなければならない。

(医療給付の一時差止め)

第16条 第4条第1項に規定する特別の事情(発生)届出書の届出がない滞納者から医療給付の支給申請があり、当該医療給付費が支給決定されたときは、第14条の規定により任意納付の同意をした滞納者を除き、直ちに法第92条第1項又は第2項の規定により当該医療給付の全部又は一部を差止める。

2 前項の規定により医療給付の全部又は一部の一時的差止めしたときは、後期高齢者医療給付一時差止通知書(様式第13号)により、当該被保険者に通知する。

3 被保険者は、医療給付が一時差止めされた場合において、政令第12条の2に定める特別の事情があるときは、直ちに第4条第1項の規定により広域連合長に届け出なければならない。

4 省令第75条に規定する通知は、後期高齢者医療保険料控除通知書（様式第14号）とする。

（医療給付の一時差止解除）

第17条 前条の規定により医療給付の支払を一時差止められている滞納者が、次に該当するときは、医療給付の一時差止めを解除する。

(1) 第13条第1項各号に該当したことにより、特別療養費の支給の措置が解除されたとき。

(2) 前条第3項の規定により、特別の事情（発生）届出書の提出があり、その内容が相当と認められるとき。

(3) 法第92条第1項及び第2項の規定により一時差止めされている滞納者で、広域連合長が特に必要と認めるとき。

（保険料への控除）

第18条 特別療養費支給対象被保険者が、第16条の規定により医療給付の一時差止めを通知された日から起算して1か月を経過してもなお滞納している保険料を納付しない場合は、当該一時差止めに係る医療給付の額から滞納している保険料額を控除する。

（特別療養費支給等審査委員会）

第19条 この要綱に定める特別療養費の支給及び保険給付の一時差止めその他の事務執行について必要な審査を行うため、特別療養費支給等審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

2 審査委員会の委員の構成は、事務局長、事務局次長、総務課長、業務課長及び会計室長とし、委員長には事務局長が当たる。

3 審査委員会の事務局は、広域連合事務局に置くものとする。

4 審査委員会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則（令和6年12月2日）

この告示は、令和6年12月2日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

後期高齢者医療特別の事情（発生）届書

年 月 日付け賦課通知のあった後期高齢者医療保険料について、次の事由により納付することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第54条の4第1項（第2項）の規定により、届出します。

被 保 険 者 氏 名	個 人 番 号
被 保 険 者 番 号	特別療養費支給対象の有無
	有 / 無
納付できない後期高齢者医療保険料の内訳	
年 第 期	円 (納付期限 年 月)
年 第 期	円 (納付期限 年 月)
年 第 期	円 (納付期限 年 月)
合 計	円
保険料を納付することができない理由（具体的に記入してください。）	
特別の事情を明らかにする添付書類	
<div style="text-align: right;">年 月 日</div> 秋田県後期高齢者医療広域連合長 様	
届出者	住 所 _____
	氏 名 _____

裏面の記載事項をよくお読みください。

(裏面)

注 高齢者の医療の確保に関する法律施行令第 12 条の 2 の規定により、「特別の事情」とは後期高齢者医療保険料を納付することができないと認められる場合を指します。

(参考)

高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成 19 年政令第 318 号）

（法第八十二条第一項に規定する政令で定める特別の事情）

第十二条の二 法第八十二条第一項に規定する政令で定める特別の事情は、次に掲げる事由により保険料を納付することができないと認められる事情とする。

- 一 保険料を滞納している被保険者又はその属する世帯の世帯主（以下この条において「滞納被保険者等」という。）がその財産につき災害を受け、又は盗難にかかったこと。
- 二 滞納被保険者等又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと。
- 三 滞納被保険者等がその事業を廃止し、又は休止したこと。
- 四 滞納被保険者等がその事業につき著しい損失を受けたこと。
- 五 前各号に類する事由があったこと。

様式第 2 号（第 4 条関係）

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による医療等に関する届書

後期高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第 54 条の 4 に規定されている、原子爆弾被害者に対する援護に関する法律の規定による医療等を受けることができるので、次のとおり届出します。

被保険者の氏名	個人番号	住 所
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による医療等の名称		
被保険者番号	特別療養費支給対象の有無	
	有 / 無	
<p>原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による医療等を受けることができる者であることを証する書類</p> <p>1</p> <p>2</p> <p>(別添書類のとおり。)</p>		
秋田県後期高齢者医療広域連合長 様		年 月 日
届出者	住 所	
	氏 名	

注 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による医療等とは、裏面に記載された法律等により医療に関し給付を受けることができる場合をいいます。

(裏面)

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による医療等の名称

- 1 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による一般疾病医療費の支給
- 2 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第63条の3の2第1項又は第2項の規定により障害児施設給付費等を支給することができることとされた者に対する同法第24条の20第1項に規定する障害児施設医療費の支給
- 3 予防接種法（昭和23年法律第68号）第12条第1項第1号又は第2項第1号の医療費の支給
- 4 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第58条第1項の自立支援医療費、同法第70条第1項の療養介護医療費又は同法第71条第1項の基準該当療養介護医療費の支給
- 5 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第30条第1項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付
- 6 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第58条の17第1項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付
- 7 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成14年法律第192号）第16条第1項第1号又は第20条第1項第1号の医療費の支給
- 8 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第37条第1項又は第37条の2第1項の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付又は当該医療に要する費用の支給
- 9 石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）第4条第1項の医療費の支給
- 10 沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和47年政令第108号）第3条又は第4条の医療費の支給
- 11 長期特定疾病（いわゆる血友病、人工透析を必要とする慢性腎不全及び抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群（HIV感染を含み、厚生労働大臣の定める者に係るものに限る。）による高額療養費の支給
- 12 児童福祉法第22条第1項の助産の実施、同法第27条第1項第3号の措置（知的障害児通園施設への入所措置を除く。）、同条第2項の指定医療機関への委託措置若しくは同法第33条の一時保護に係る医療の給付又は児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第23条の2第2項第1号の医療の給付若しくは同項第2号の医療に要する費用の支給
- 13 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第2項の障害者自立支援法第5条第5項の厚生労働省令で定める施設又は指定医療機関における医療の給付
- 14 昭和48年4月17日衛発第242号厚生省公衆衛生局長通知「特定疾患治療研究事業について」による治療研究に係る医療の給付
- 15 昭和59年4月10日衛発第266号厚生省公衆衛生局長通知「毒ガス障害者救済対策事業の実施について」による医療費の支給
- 16 平成元年7月24日健医発第896号厚生省保健医療局長通知「先天性血液凝固因子障害等治療研究事業について」による治療研究に係る医療の給付
- 17 平成4年4月30日環保業第227号環境事務次官通知「水俣病総合対策費の国庫補助について」による療養費及び研究治療費の支給
- 18 平成15年6月6日環保企発第030606004号環境事務次官通知「茨城県神栖町における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業要綱」についてによる医療費の支給
- 19 平成17年5月24日環保企発第050524001号環境事務次官通知「メチル水銀の健康影響に係る調査研究事業について」による研究治療費の支給
- 20 平成20年3月31日健発第0331001号厚生労働省健康局長通知「感染症対策特別促進事業について」による肝炎治療特別促進事業に係る医療の給付

様式第3号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

秋田県後期高齢者医療広域連合長



特別療養費支給予告兼資格確認書返還命令予告（保険料納付相談）通知書

後期高齢者医療は秋田県後期高齢者医療広域連合が保険者となり、県内に住所を有する方を被保険者として、疾病、負傷又は死亡に関して必要な保険給付を行っております。

後期高齢者医療は被保険者が保険料を納付することにより運営されておりますが、本日まであなた様の次の保険料が納付されておられません。

滞納している保険料を 月 日までに納付していただかない場合は、法律で定める災害等の特別な事情があり、保険料を納付することができない場合を除き、高齢者の医療の確保に関する法律第82条第1項の規定により、療養の給付等に代えて特別療養費を支給することになります。

この場合、資格確認書の返還後は、病院等で診療を受けるときは、診療等に要した費用の全額を一旦病院に支払うこととなります。

また、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第54条の2第1項の規定により、既に交付している資格確認書がある場合は資格確認書の返還を求め、同条第3項の規定により特別療養資格確認書を交付することとなります。

直ちに滞納している保険料を納付してください。また、納付できない事情があるときは納付相談に応じますのでご連絡をお願いします。

1 あなた様が滞納している保険料

年度	期別	保険料金額	延滞金	手数料	納付期限

なお、延滞金は、納付した日において額が確定し、計算します。

2 保険料の納付がない場合に資格確認返還命令を通知する日

年 月 日

（納付相談を使用とする場合は、上記の日までに _____ 役所（役場） _____ 課までおいてください。）

3 連絡先 _____ 役所（役場） _____ 課

電話番号 _____

様式第4号（第8条関係）

後期高齢者医療保険料分割納付誓約書

年 月 日

市町村長 様

住 所
氏 名

私が滞納している後期高齢者医療保険料について、一括して納付することができないことから次のとおり分割納付したいので、承認くださるようお願いします。

なお、分割納付は、誠意をもって履行し、納付計画期日まで納付できなかった場合は、直ちに高齢者の医療の確保に関する法律第82条第1項により療養の給付等に代えて特別療養費の支給を行うことに意義ありません。

1 滞納している保険料の内訳

年度	期別	金額(円)	延滞金(円)	手数料(円)	納付期限
合計					

2 分割納計画

区分	分割納付期限	納付金額	延滞金等(円)	備考
第1回				
第2回				
第3回				
第4回				
合計				

様式第5号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

秋田県後期高齢者医療広域連合長



後期高齢者医療弁明の機会付与通知

次のとおり、弁明の機会を付与しますので、行政手続法第30条の規定により通知します。

被 保 険 者 番 号	
氏 名	
弁 明 の 件 名	高齢者の医療の確保に関する法律第82条第1項に規定する特別療養費の支給について
予定される不利益処分の内容	行政手続法第13条、第30条
不利益処分の原因となる事実	高齢者の医療の確保に関する法律施行令第12条の2で定める特別の事情がないにも関わらず、保険料の納期限を過ぎても納付をしないこと。
弁 明 書 の 提 出 先	役所（役場） 課
弁 明 書 の 提 出 期 限	年 月 日
口頭による弁明の機会付与の有無	
口頭による弁明の機会の日時	
口頭による面名の機会付与の場所	

問い合わせ先

役所（役場）

課

〒

住 所

電話番号

様式第6号（第10条関係）

第 号
年 月 日

特別療養費の支給に係る事前通知書

年 月 日

様

秋田県後期高齢者医療広域連合長 印

あなたが納付しなければならない後期高齢者医療保険料について、未納の状況や災害などの法律で定める特別な事由により保険料を納付することができない場合を除き保険料を滞納している場合は、資格確認書を返還してもらうことがあることを事前に予告し、速やかに納付していただくようお願いしておりましたが、いまだに納付されていません。

つきましては、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第八十二条第一項又は第二項の規定に基づき、下記の日付より、療養の給付等に代えて、特別療養費を支給することとなりますので、同条第三項の規定に基づき、あらかじめお知らせします。

記

1 特別療養費の支給対象者

被保険者番号	氏名

2 特別療養費の支給対象となる日付 年 月 日

<注意事項>

- ① 特別療養費の支給対象者は、医療機関等の窓口で医療費を全額支払っていただきます。後日、申請を行うことで、支払った額から一部負担金相当額を控除した額の給付を受けることができます。
- ② 次の事由に該当するに至った場合は、特別療養費の支給を終了し、療養の給付等を行います。
 - ・ 滞納している保険料を納めたとき
 - ・ 災害その他特別の事情が生じたとき
 - ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）の自立支援医療等の公費負担医療を受けることができるに至ったとき

様式第7号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

秋田県後期高齢者医療広域連合長



資格確認書の返還通知

医療の確保に関する法律施行規則第54条の2第1項の規定により、高齢者の医療の確保に関する法律第82条第1項の規定による特別療養費の支給にあわせ、資格確認書の返還を求めますので、次により速やかに返還してください。

なお、期日までに返還されないときは、秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年秋田県後期高齢者医療広域連合第25号）第25条により10万円以下の過料が科せられます。

医療機関等で受診するときは、特別療養資格確認書が必要となりますので、資格確認書の返還と同時にこれを交付します。

また、あなた様が原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による医療等の給付を受けることができるときは、別紙「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による医療等の届出書」を提出してください。

記

1 返 還 場 所 _____ 役所（役場） _____ 課
2 返 還 期 限 _____ 年 _____ 月 _____ 日

不服申立て及び取消訴訟

この処分不服があるときは、この処分を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、秋田県の後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。

なお、この処分の取消の訴えは、審査請求の決裁を経た後でない限り、提起できませんが、審査請求があった日から3か月を経過しても決裁がないときや処分の執行等による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、決裁を経なくても提起できます。この訴えは、決裁の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、秋田県後期高齢者医療広域連合を被告（代表者は、秋田県後期高齢者医療広域連合長）として提起できます。ただし、原則として、決裁の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

問い合わせ先

_____ 役所（役場） _____ 課

〒

住 所

電話番号

様式第 8 号 (第10条関係)

弁 明 書

年 月 日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 様

住 所

氏 名

後期高齢者の医療の確保に関する法律第 8 2 条第 1 項の規定による特別療養費の支給の
処分については、行政手続法第 2 9 第 1 項の規定により、次のとおり弁明します。

1 事実の内容

以上弁明します。

2 上記弁明の事実を証するため、次の書類を合わせて提出します。

- (1)
- (2)
- (3)

様式第9号（第11条関係）

（表 面）

後期高齢者医療資格確認書	有効期限	年	月	日								
（特別療養）												
被保険者番号												
氏名		性別										
生年月日		年	月	日								
資格取得年月日		年	月	日								
交付年月日		年	月	日								
保険者番号	<table border="1"> <tr> <td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td> </tr> </table>											
保険者名	秋田県後期高齢者医療広域連合			印								

（裏 面）

注意事項	
この資格確認書で診療を受けるときは、診療費用の全額を支払ってください。	
住 所	<div style="border: 1px solid black; height: 30px;"></div>
備 考	<div style="border: 1px solid black; height: 30px;"></div>
<p>※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。</p> <p>1. 私は、<u>脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも</u>、移植の為に臓器を提供します。</p> <p>2. 私は、<u>心臓が停止した死後に限り</u>、移植の為に臓器を提供します。</p> <p>3. 私は、<u>臓器を提供しません</u>。</p> <p>《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》</p> <p style="text-align: center;">【 心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球 】</p> <p>〔特記欄： _____ 〕</p> <p>署名年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日</p> <p>本人署名（自筆）： _____ 家族署名（自筆）： _____</p>	

様式第10号（第13条関係）

療養の給付等に係る事前通知書

年 月 日

様

秋田県後期高齢者医療広域連合長 印

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第八十二条第四項の規定に基づき、下記の日付より、療養の給付等を行うこととなりますので、同条第五項の規定に基づき、あらかじめお知らせします。

記

1 療養の給付等を行う対象者

被保険者番号	氏名

2 療養の給付等を行う対象となる日付 年 月 日

<注意事項>

療養の給付等を行う対象者は、医療機関等の窓口で自己負担割合相当分（1割、2割又は3割）を支払っていただきます。

様式第11号（第14条関係）

第 号
年 月 日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 様

住 所
氏 名

医療給付費からの保険料納付同意書

私に支給される医療給付金

_____ 費 _____ 円については、当該支給金額から
_____ 円を後期高齢者医療保険料に充当することに同意します。

医療給付申請書

住 所
氏 名

（申請者が納付義務者と異なる場合に記入してください。）

様式第12号 (第15条関係)

年 月 日 支給決定
支給決定額 円

後期高齢者医療特別療養費支給申請書

資格証明書の 記号番号		被保険者番号	
		個人番号	
資格区分	一般 一定以上 低Ⅱ 低Ⅰ	福祉医療該当	有・無
療養を受けた 被保険者	氏名		
	生年月日	明治 大正 年 月 日 昭和	
傷病名		診療期間	年 月 日から 年 月 日まで
発病・負傷年月日	年 月 日		
診療、薬剤の支給又は手当 を受けた病院、診療所、薬局 その他の者の名称及び所在 地並びに診療又は調剤に従 事した医師、歯科医師又は 薬剤師の氏名	名称		
	氏名		
	所在地		
療養に要した費用	円	被保険者が 支払った治療費	円
上記のとおり療養に要した費用に関する別紙証拠書類を添えて申請します。 年 月 日 秋田県後期高齢者医療広域連合長 様 住 所 _____ 申請者 氏名 _____ 電話番号 _____			
振 込 金 融 機 関	支払区分	1. 口座振込 2. 窓口支払	銀行 支店・本店
			農協 支店・本店
			信組 支店・本店
			金庫 支店・本店
預金種別	1. 普通 2. 当座 3. その他	口座番号	(フリガナ)
			口座名義
<input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用します。 ※ 給付金等の受取口座として、国に事前に登録した公金受取口座を利用する場合は、 「 <input type="checkbox"/> 公金受取口座を利用します。」にチェック (✓) してください。 ※ 公金受取口座を利用する場合は、口座情報の記載や通帳の写しの添付等は不要です。			

受領代理人の欄	本請求に基づく給付金の受領を代理人に委任します。 年 月 日		年 月 日提出 受付日付印
	申請者 氏名 _____		
	代理人の 氏名		
代理人の 住所	〒		

第 号
年 月 日

様

秋田県後期高齢者医療広域連合長 印

後期高齢者医療給付一時差止通知書

年 月 日付け申請のあった医療給付支給申請について、下記金額の支給が決定されましたが、あなた様が納付すべき後期高齢者医療保険料が納付されておりませんので、高齢者の医療の確保に関する法律第92条第1項（第2項）の規定により、医療給付額の一部（又は全部）の支払を一時差し止めましたので通知します。

記

1 差し止めした医療給付金額	_____円
2 支給決定された医療給付の種類	_____円
3 2の医療給付金額	_____円
4 差引支払金額	_____円
5 差し止めした事由	後期高齢者医療保険料の滞納のため
滞納保険料	_____年度____期 _____円
	_____年度____期 _____円
	_____年度____期 _____円
	合 計 _____円

差し止めに係る後期高齢者医療保険料を完納した場合又は当該後期高齢者医療保険料の滞納につき災害その他法律で定める特別な事情があると認められる場合等は一時差し止められている医療給付を支払います。

後期高齢者医療保険料を納付することができない災害など法律で定める特別な事由がある場合は、本通知及び納付できない事由を明らかにする書類を持参のうえ、
_____役所（役場） _____課までご相談ください。

審査請求及び取消訴訟

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、秋田県の後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないときや処分の執行等による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経ずに提起することができます。この訴えは、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、秋田県後期高齢者医療広域連合を被告（代表者は、秋田県後期高齢者医療広域連合長）として提起することができます。なお、審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求や処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

問い合わせ先

_____役所（役場） _____課

〒

住 所

電話番号 ()

様式第14号（第16条関係）

第 号
年 月 日

様

秋田県後期高齢者医療広域連合長 印

後期高齢者医療保険料控除通知書

あなたの後期高齢者医療の保険給付につきまして、一時差止を行い、その後も納付をお願いしていたところですが、未だに後期高齢者医療保険料が納付されていません。

高齢者の医療の確保に関する法律では滞納の方に対し、一時差止の対象となっている後期高齢者医療給付費から滞納保険料を控除する措置が第92条第3項において定められています。したがって同項に基づき、下記のとおり、あなたの一時差止となっている保険給付から保険料を控除することに決定しましたので通知します。

記

被保険者番号		被保険者氏名	
--------	--	--------	--

一時差止の給付の内容(A) 控除保険料(B)

診療年月	入外	種類	給付額(A)	相当年度	賦課年度	期別	保険料額(B)	納期限
給付額合計				控除保険料合計				

滞納保険料控除後の保険給付費支給額 (A-B)

審査請求及び取消訴訟

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、秋田県の後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないときや処分の執行等による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経ずに提起することができます。この訴えは、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、秋田県後期高齢者医療広域連合を被告（代表者は、秋田県後期高齢者医療広域連合長）として提起することができます。なお、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求や処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

問い合わせ先

_____ 役所（役場） _____ 課

〒

住 所

電話番号 ()